

岩手県告示第394号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年4月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 釜石市箱崎町第7地割54の4、56の5、第9地割2の2、6の2、9の1、17の6、17の30、18の2
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 海岸保全施設用地とするため